

文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金交付要綱

2020文福障第22号令和2年4月1日区長決定
一部改正 2022文福障第171号令和4年5月31日区長決定
一部改正 2023文福障第2734号令和6年2月29日区長決定

（目的）

第1条 この要綱は、国有地又は民有地（以下「国有地等」という。）を借り受けて、別表に掲げる障害福祉サービス事業又は障害児通所支援事業を行う施設（以下「障害者（児）施設」という。）を新たに整備する社会福祉法人等に対し、当該国有地等の賃料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進し、もって障害者（児）の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（通則）

第2条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等（次号に該当するものを除く。）
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

（暴力団の排除）

第4条 前条の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる者を補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものがあるもの

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、区の区域内において障害者（児）施設を新たに整備するに当たり、国有地等を借り受けることにより、当該障害者（児）施設の用地を確保する事業であって、文京区地域保健福祉計画に沿ったものとする。ただし、障害福祉サービス事業を行う施設の整備にあつては、国又は東京都の

障害者施設を整備する事業に係る補助及び区の障害者施設を整備する事業に係る補助金の交付の決定を受けているものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 賃貸借契約の当事者が利益相反関係にあるとみなされる場合

(2) 現に経費の全部又は一部について、他の補助制度による補助（次に掲げるものを除く。）の交付を受けている場合

ア 東京都の定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助要綱（23 福保障居第3805号）に基づく補助

イ 東京都の借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助要綱（26 福保障居第2283号）に基づく補助

ウ 文京区定期借地権利用による障害者（児）施設整備促進事業補助金交付要綱（2020 文障福第21号）に基づく補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めた場合
（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、国有地等の借受けに係る賃料であって、次項に規定する補助対象期間に係るものとする。

2 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、土地の賃貸借期間とし、当該期間が開始された日の属する月（当該月の日数が1月に満たない場合も1月とみなす。）から起算して120月を上限とする。この場合において、賃料の支払を要しない月（当該月の日数が1月に満たない月も1月とみなす。）についても、1月と換算するものとする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、区の会計年度ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、区の予算の範囲内で交付する。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 国有地 補助対象事業に係る施設ごとに、補助対象経費の実支出額に別表に定める補助率を乗じて得た額

(2) 民有地 補助対象経費の実支出額と、別表に掲げる補助基準額（次条の規定により補助金の交付を申請する年度における補助対象期間が12月に満たない場合は、当該補助基準額に当該期間を12月で除した割合を乗じて得た額）とを比較していずれか低い額に同表に定める補助率を乗じて得た額

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、区の会計年度ごとに、文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 区長は、前条に規定する交付申請があったときは、会計年度ごとに、交付申請書及び関係書類を審査し、交付の適否を決定しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、不交付を決定したときは文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第10条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（変更の承認事項）

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金事業計画変更申請書（別記様式第4号）又は文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金補助対象事業中止・廃止承認申請書（別記様式第5号）を提出し、あらかじめ区長による承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするとき。

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項に規定する申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助対象事業の変更、中止又は廃止をすることが適当であると認めるときは文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金事業計画変更承認通知書（別記様式第6号）又は文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金補助対象事業中止・廃止承認通知書（別記様式第7号）により、適当でないときとは不承認通知書により、補助事業者に通知しなければならない。

3 区長は、前項の規定により補助対象事業の変更、中止又は廃止をすることを認めるときは、交付決定額を変更することができる。

4 区長は、前項の規定により交付決定額を変更したときは、文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知しなければならない。

（状況報告）

第12条 区長は、補助対象事業の遂行状況について必要があると認めるときは、補助事業者に対し当該状況に関し報告を求めることができる。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれるときは、速やかにその理由、当該事業の遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る区の会計年度の終了後、別に定める期日までに、文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金

実績報告書（別記様式第9号）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 区長は、前条に規定する実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付請求及び支払）

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）により補助金を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を支払うものとする。

（是正のための措置）

第17条 区長は、第15条に規定する審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

（決定の取消し）

第18条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、文京区借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第19条 補助事業者は、第10条又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、当該補助金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときにおいても適用する。

（違約加算金）

第20条 補助事業者は、第18条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、前条第1項の規定により当該補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命

ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。) から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額) につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金 (1年を365日とする日割計算とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) を納付しなければならない。

(延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金 (1年を365日とする日割計算とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。) を納付しなければならない。

(国有地等の管理義務)

第22条 補助事業者は、補助対象事業により借り受けた国有地等については、補助対象期間の終了後においても、賃貸借契約が終了するまでは、補助金の目的に従い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(借地権の処分制限等)

第23条 補助事業者は、区長の承認を受けずに、補助対象事業に係る借地権を譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は補助対象事業により借り受けた国有地等を補助金の交付の目的に反して使用し、若しくは転貸してはならない。

(借地権の処分に伴う収入の取扱い)

第24条 補助事業者が前条の承認を受けて補助対象事業に係る借地権の処分をすることにより収入があったときは、区長は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(帳簿及び関係書類の管理保管)

第25条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日から5年間保管しておかなければならない。

(その他の補助条件)

第26条 補助事業者は、補助対象事業に係る施設について、次に掲げる条件に従って運営しなければならない。

- (1) 施設の利用者及び入居者の選定に当たり、区と協議を行うとともに、文京区民が優先して利用及び入居できるよう、特段の配慮を行うこと。
- (2) 家賃その他の利用者負担金は、できる限り低価格に設定すること。
- (3) 区が行う障害福祉関連事業に積極的に協力すること。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第1条、第5条、第7条関係）

1 定義	2 事業種別	3 補助基準額 (1施設当たり年額)	4 補助率
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業	生活介護	15,000千円	1/2
	共同生活援助	7,500千円	1/2
児童福祉法（昭和32年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業	児童発達支援又は放課後等デイサービス（主として重症心身障害児又は医療的ケア児を通わせる施設に限る。）	3,000千円	1/2
	児童発達支援又は放課後等デイサービス（主として重症心身障害児又は医療的ケア児以外の障害児を通わせる施設に限る。）	3,000千円	1/4